

五	四	三	二	一	行	平	省	○
募	發	用	振の法發	号	成	件	三	第債務
入	行	等	替條律行	称	三	等	十	三の省
決	方	法	項及の	及	十	を	年	十發告
定			のび根	び	年	次	三	号行示
の			適そ拠	記	四	の	月	等第

十四利子の経利払過込利み子率十
十四利子の経利払過込利み子率十
一発行単位九
一発行単位八
低額面金七
低額面金六
方法

内訳	(別表のとおり)	円
五千七百六十億六千七百八十五万円	五百六十億五千万円	五百六十億五千万円
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるも	平成三十年三月二十三日	平成三十年三月二十三日
のとす。	発行対象国債ごとに、額面金額により算出する。	発行対象国債ごとに、額面金額により算出する。
(別表のとおり)	各総支規數日	各総支規數日
募入決定の通知を受けた者は、 払込金額に加え、次の算式によ り算出した金額を払込期日に 以降に算出する。	$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}}$	$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}}$
額面金額の前十経過日と同 日子に同一に規定する発行日後 の利号が零。) / 365		
第十号に規定する利回り + 募入利回り格差		
各發行對象國債の額面金額の 利子に同一に規定する発行日後 の支払期を支		

名称及び記号	利回第十付三年国百庫三債十券	利回第十付三年国百庫二債十券	利回第十付三年国百庫二十債券	
利率(年)	○・八%	○・八%	○・六%	
償還期限	日年平九成月三二十十五	日年平六成月三二十十五	日年平三成月三二十十五	
(発額面行金額)	円百六十七億	億七円百四十九	億四円千六十九	

二 十 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元利象各準入償償
込札場利回國發と札還還
期參所金り債行すの金期
日加支の対る基額限

次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀翌営業日に当たるとときは、そのついて同じ。)。
各銀行券象国債の額面金額×各券種の利回り $\times 100 \times 1 / 2$
(別表のとおり)
額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回は、平成三十
年三月二十日付で日本証券業
協会が発表した公社債店頭売
買参考統計値表に掲載されれた
平均値の単利利回りとする。
日本銀行

利 第三付 三十国 回年庫 ～債 券	利 第三付 二十国 回年庫 ～債 券	利 第二付 百十国 三年庫 十～債 券	回利 ～第二付 百十国 二年庫 十～債 券	利 第二付 八十国 十年庫 六～債 券	利 第二付 八十国 十年庫 一～債 券	利 第二付 七十国 十年庫 三～債 券	利 第二付 六十国 十年庫 六～債 券	利 第二付 六十国 十年庫 一～債 券	利 八第十付 回三年國 ～百～庫 三十券	利 一第十付 回三年國 ～百～庫 三十券
二 · 三 %	二 · 四 %	一 · 八 %	一 · 八 %	二 · 三 %	二 · ○ %	二 · ○ %	一 · 八 %	一 · ○ %	○ · 四 %	○ · 六 %
日年平 五成 月四 二十 十二	日年平 二成 月四 二十 十二	日年平 九成 月四 二十 十三	日年平 九成 月四 二十 十八	日年平 三成 月三 二十一 十七	日年平 九成 月三 二十 十七	十年平 日十成 二三 月十 二六	十年平 日十成 二三 月十 二十五	日年平 三成 月三 二十 十五	日年平 三成 月三 二十 十七	日年平 九成 月三 二十 十五
六十億 円	三十億 円	一 億 円	円百 三十 八 億	二 億 円	円百 二十 三 億	八 億 円	十一 億 円	二 十一 億 円	九 億 円	百 億 円

利
第三付
十
回年庫
債
券

一
・
一
%

日年平
三成
月四
二十
十五

六
億
円